Ⅵ．引当外退職給付増加見積額		△　112,258,435
Ⅶ．機会費用		
国又は地方公共団体財産の無償又は減額された使用料による賃借取引の機会費用	10,556,291	
政府出資等の機会費用	0	10,556,291
Ⅷ．行政サービス実施コスト		13,049,945,212

Ⅰ　重要な会計方針

当事業年度より、改訂後の「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」（平成27年１月27日改訂）並びに「独立行政法人会計基準及び独立行政法人会計基準注解に関するＱ＆Ａ」（平成28年２月改訂）（以下、独立行政法人会計基準等という）を適用して財務諸表等を作成しております。

ただし、「独立行政法人会計基準」第43（注解39）の規定については、「独立行政法人通則法の一部を改正する法律」の附則第８条により経過措置を適用していることから、経過措置終了まで、現行セグメント区分に基づくセグメント情報の開示を行っております。

また、「独立行政法人会計基準」第81（注解60、注解61）の規定については、経過措置を適用していることから、改訂前の第81（注解60）を適用しております。

１．運営費交付金収益の計上基準

収益化単位の業務及び管理部門の活動ごとの見積り費用と実績費用の管理体制を構築することに一定の期間を要するため、経過措置を適用し、費用進行基準を採用しております。

２．減価償却の会計処理方法

⑴　有形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は、以下のとおりであります。

建物	２年～50年
構築物	２年～60年
機械装置	２年～17年
医療用器械備品	２年～８年
車両運搬具	２年～６年
工具器具備品	２年～15年

また、特定の償却資産（独立行政法人会計基準第87）及び資産除去債務に対応する特定の除去費用等（独立行政法人会計基準第91）に係る減価償却相当額については、損益外減価償却累計額として資本剰余金から控除して表示しております。

⑵　無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、法人内利用のソフトウェアについては、法人内における利用可能期間（５年）に基づいております。

３．賞与に係る引当金及び見積額の計上基準

職員の賞与については運営費交付金により財源措置がなされるため、賞与に係る引当金は計上しておりません。

なお、行政サービス実施コスト計算書における引当外賞与増加見積額は、会計基準第88に基づき計算された賞与に係る毎事業年度の増加額を計上しております。

４．退職給付に係る引当金及び見積額の計上基準

職員の退職手当については運営費交付金により財源措置がなされるため、退職給付に係る引当金は計上しておりません。

なお、行政サービス実施コスト計算書における引当外退職給付増加見積額は、会計基準第38に基づき計算された退職給付債務に係る毎事業年度の増加額を計上しております。

５．貸倒引当金の計上基準

一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

６．たな卸資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品　　先入先出法による低価法

未成受託研究支出金　個別法による低価法

７．外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

８．行政サービス実施コスト計算書における機会費用の計上方法

⑴　国又は地方公共団体財産の無償又は減額された使用料による賃借取引の機会費用の計算方法

受託研究の予算で取得し、国へ返還した固定資産のうち、無償使用することを国から承認された固定資産の機会費用は、無償使用承認時の残存価額を新たな取得原価とみなし、法令による中古資産耐用年数の簡便法により算出した年数で償却した金額を計上しております。

⑵　政府出資等の機会費用の計算に使用した利率

平成28年４月１日付事務連絡「「マイナス金利付き量的・質的金融緩和」の導入を受けた平成27事業年度財務諸表における行政サービス実施コスト計算書の機会費用算定の取扱いについて（留意事項）」（総務省行政管理局、財務省主計局法規課公会計室）に基づき、０％で計算しています。

９．消費税等の処理方法

消費税等の処理方法は、税込方式によっております。

Ⅱ　注記事項

〔貸借対照表関係〕

１．運営費交付金から充当されるべき退職手当の見積額　1,905,037,831円

２．運営費交付金から充当されるべき賞与の見積額　240,173,098円

〔損益計算書関係〕

１．ファイナンス・リース取引が損益に与える影響額は、207,814円であります。当該取引を控除した経常損失は37,368,619円、当期純利益は149,063,420円、当期総利益は200,876,460円であります。

２．固定資産除却損の内容は、次のとおりであります。

医療用器械備品	2,034,434円
車両運搬具	55,000円
工具器具備品	23,578,915円
計	25,668,349円

３．固定資産撤去損の内容は、次のとおりであります。

重粒子線がん治療の安定的運用に必要な老朽化施設・設備等に関する施設改修工事に伴うもの	92,534,400円
大型サイクロトロン装置の安定化に関する設備改修に伴うもの	550,800円
特高変電所の更新工事に伴うもの	170,680,202円
計	263,765,402円

４．その他臨時損失の内容は、次のとおりであります。

落雷による電話交換機内基板故障の修繕によるもの	1,807,920円
大型サイクロトロン装置の安定化のための資機材に伴うもの	4,890,709円
特高変電所の更新工事に伴う設備備品等によるもの	774,153円
計	7,472,782円

５．その他臨時利益は、落雷による電話交換機内基板故障の修繕に対する損害保険金等の収益計上によるものであります。